

# コンピュータソフトウェア関連発明の 特許明細書の研究

## 第11回 損害賠償額の算定

日本橋知的財産総合事務所  
弁理士 加島 広基

第四次産業革命が推し進められ、IoTやAI等の新たな技術が進展する中、ICTを利用してビジネス方法を実現するビジネス関連発明の利活用に注目が集まっている。ビジネス関連発明の特許出願件数は、2000年に生じた出願ブーム後に一旦は減少傾向となったものの、モノからコトへの産業構造の変化が進む中で2012年頃から現在に至るまで増加傾向にある。このようなビジネス関連発明は、発明の実施において主にソフトウェアを利用するコンピュータソフトウェア関連発明として規定することができるが、コンピュータソフトウェア関連発明の特許明細書を作成するにあたり一般的な物の発明とは異なる様々な留意点がある。本連載では、コンピュータソフトウェア関連発明独特の特許明細書の書き方について考えてみたい。

### 1. 損害賠償額の算定についての課題

近年、ビジネスの中心が「モノ」から「コト」へとシフトしており、現行の特許法における損害賠償額の算定方法の規定では必ずしも対応できていない面があるのではないかと指摘、また、特許で保護可能な技術的側面と実際の収益との関係性が薄く特許侵害の場合の損害額をどこまで認定できるか必ずしも明らかではないとの指摘がある<sup>1</sup>。例えば、アプリのダウンロード等を通じて一般ユーザーにサービスが無償で提供する一方、特許発明に直接関係ないサービスへの課金や広告収入で収益をあげるビジネスモデル等、特許技術の利用と収益の関係性が薄いとみえるケースについて、侵害行為や損害額を適切に認定できるかという問題がある。

1 特許庁企画調査課 「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方に関する調査研究報告書」  
[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2020\\_02\\_zentai.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2020_02_zentai.pdf)